**大阪市介護予防・日常生活支援総合事業説明会資料の修正箇所**

**(平成29年3月29日修正)**

**Ｐ２１　Ⅴ　総合事業のサービス**

②生活援助型訪問サービスの内容

　（修正前）「本市研修修了者が生活援助を提供」

　**（修正後）「本市研修修了者等が生活援助を提供」**

**Ｐ３３　介護予防ケアマネジメントの概要**

①介護予防ケアマネジメント

　対象サービス欄

**（修正後）「③サポート型訪問サービス（他のサービスと併用する場合）」**を追記

②初回のみケアマネジメント

　対象サービス欄

　（修正前）「③サポート型訪問サービス」

　**（修正後）「③サポート型訪問サービス（単独で利用する場合）」**

**Ｐ４７　Ⅶ－２　サービス利用に係る利用対象者の振分け①**

本文８行目

　（修正前）「（仮称）大阪市介護予防ケア会議」

　**（修正後）「介護予防型訪問サービスの提供の必要性を検討する会議」**

**Ｐ４８　Ⅶ－２　サービス利用に係る利用対象者の振分け②**

左の図中

　（修正前）「大阪市介護予防ケア会議」

　**（修正後）「必要性検討会議」**

右下枠中

　（修正前）「（仮称）大阪市介護予防ケア会議のイメージ」

　**（修正後）「介護予防型訪問サービスの提供の必要性を検討する会議のイメージ」**

**Ｐ５３　Ⅷ－３　利用者負担軽減**

下表中

　（修正前）介護予防型訪問サービス

　　　　　　介護予防型通所サービス

　**（修正後）介護予防型訪問サービス**

**介護予防型通所サービス**

**短時間型通所サービス**

　（修正前）生活援助型訪問サービス

　　　　　　短時間型通所サービス

　　　　　　選択型通所サービス

**（修正後）生活援助型訪問サービス**

**選択型通所サービス**

**Ｐ９５　Ⅹ－２　暫定サービス計画の取扱いについて②**

（修正前）「認定結果が「要介護」となった場合、予防給付のサービスは利用可能であるが、総合事業のサービスは利用できないため、原則、総合事業のサービスが全額自己負担となります。」

**（修正後）「認定結果が「要介護」となった場合、予防給付のサービスは介護給付サービスに置き換えて利用可能であるが、総合事業のサービスは置き換えて利用できないサービスもあるため、総合事業のサービスが全額自己負担となる可能性があります。」**